

上野俊彦

『北海道新聞電子版』2020年8月15日

三木武夫元首相が所有していた今回の文書は、日ソ共同宣言の調印に至るまでのソ連側との詳細なやりとりが分かり、外交史的な価値が高いと思います。

河野一郎農相がフルシチョフ第1書記に示した日本案は、共同宣言調印後に直ちに歯舞群島、色丹島の日本への引き渡しが行われ、平和条約締結交渉が継続されるという趣旨でした。つまり、継続される平和条約交渉で領土に関する交渉が行われるとすれば、その対象は国後島、択捉島ということになります。

もし日本案に「領土問題の処理を含む平和条約締結交渉」と書けば、「国後島および択捉島の返還問題を含む平和条約締結交渉」という意味になります。しかし、それでは国後、択捉両島の返還を再三拒否しているソ連側に受け入れられないことは明白なので、日本案には「領土問題の処理を含む」との文言が入っていないと考えられます。

河野氏はソ連側が国後、択捉を返すとは絶対に言わないし、共同宣言に書くこともありえないと分かっていたのでしょう。そのため、日本案には「両国間に戦争状態が存在した結果として生じた諸問題について全面的な処理を図る」とも条文も明記し、「領土問題の処理を含む」との文言がなくても、その後の平和条約交渉で国後、択捉両島の返還問題を持ち出せると考えていたとみています。

さらに、日本側には「領土問題の処理を含む」との文言をわざわざ入れなくても、ソ連側が日米関係に揺さぶりをかけようと、択捉、国後両島の交渉に応じてくるとの読みがあったとも考えられます。河野氏は最終交渉の過程で「国後、択捉については将来アメリカが沖縄、小笠原を日本に返す時にはソ連も日本に引き渡すよう考えてほしい」など、米国との沖縄返還問題に再三言及しています。沖縄返還に向けた協議が進めば、日米接近を警戒するソ連が焦り、国後、択捉両島で何らかの歩み寄りがあると考えたのでしょう。

しかし、当時のソ連共産党内には歯舞、色丹両島の引き渡しですら強い反対論がありました。フルシチョフ氏が最終交渉の土壇場でソ連側の条文から「領土問題を含む」との文言を削除したのも、歯舞、色丹以外の引き渡し以上の譲歩はなく、残りの島々についての交渉はしないとの主張を何としても共同宣言に盛り込みたかったからです。

日ソ共同宣言を巡る最終交渉は、そもそも当初から最終的な四島返還を目指す日本側と、2島決着を図るソ連側の決定的な立場の違いがあり、双方が国内向けに説明がつく玉虫色の内容になったと言えます。平和条約締結後に歯舞、色丹の2島が引き渡され、残る国後、択捉両島の交渉が継続されるとの考え方は、日ソ共同宣言と四島返還の主張に整合性を持たせた日本側の解釈で、ソ連が歯舞、色丹の引き渡ししか言及していないことは今回の文書で改めて確認できます。